

経

営

情

報

2016.5.12

NO.403

平成28年度税制改正のポイント

本号では平成28年度税制改正の概要を、中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正項目

1. 法人実効税率の引下げ
2. 【新設】新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例
3. 【延長】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
4. 【延長】中小法人の交際費課税の特例
5. 【拡充】外形標準課税の拡大と中堅企業における負担変動軽減措置
6. 【見直し】減価償却方法（建物附属設備・構築物の定額法への一本化）
7. 【縮減・廃止】生産性向上設備投資促進税制、中小企業投資促進税制

1. 法人実効税率の引下げ

平成28年度税制改正では、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を更に大胆に推進するとして、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率を23.4%（改正前：23.9%）に引き下げます。さらに、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率を23.2%に引き下げます。

なお、中小法人の軽減税率の特例（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）については、平成29年3月31日以前に開始する事業年度まで維持されます。

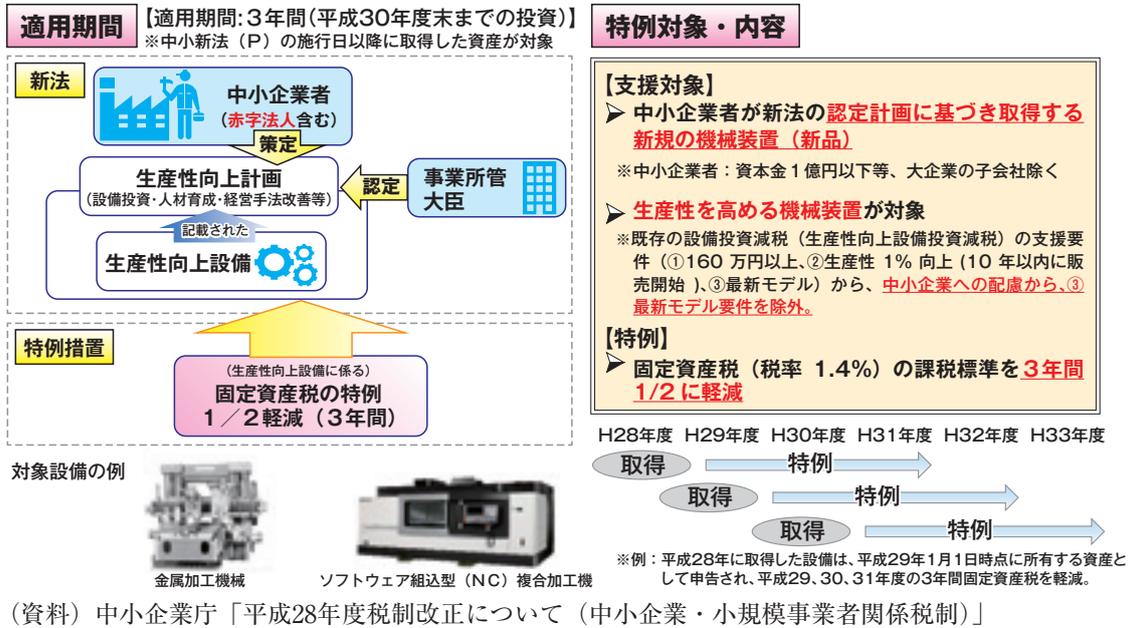
また、法人事業税の外形標準課税の拡大とあわせて、所得割を引き下げた結果、国・地方を通じた法人実効税率は、以下のように引き下げられます。

〈標準税率に基づく法人実効税率一覧〉

| 所得区分 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------------|---------------------|--------|----------|--------|----------|
| 中小法人 | 年400万円以下の部分 | 21.42% | 21.42% | 25.99% | 25.99% |
| | 年400万円超 年800万円以下の部分 | 23.20% | 23.20% | 27.57% | 27.57% |
| | 年800万円超の部分 | 34.33% | 33.80% ↓ | 33.80% | 33.59% ↓ |
| 大法人（資本金1億円超の法人） | | 32.11% | 29.97% ↓ | 29.97% | 29.74% ↓ |

2. 【新設】新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

「中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）」の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち特定の要件を満たした機械装置を取得した場合には、当該機械装置に係る固定資産税について、最初の3年間、課税標準を価格の1/2とします。



3. 【延長】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外し、その適用期限を2年延長します。

▶ 適用期間：2年間（平成30年3月31日までの取得分について適用）

| | 取得価額 | 償却方法 | |
|---------|--------|----------------------------------|-----------|
| 中小企業者のみ | 30万円未満 | 全額損金算入（即時償却） | 合計300万円まで |
| 全ての企業 | 20万円未満 | 3年間で均等償却 ^(注) （残存価額なし） | |
| | 10万円未満 | 全額損金算入（即時償却） | 本則 |

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

(資料) 中小企業庁「平成28年度税制改正について（中小企業・小規模事業者関係税制）」

4. 【延長】中小法人の交際費課税の特例

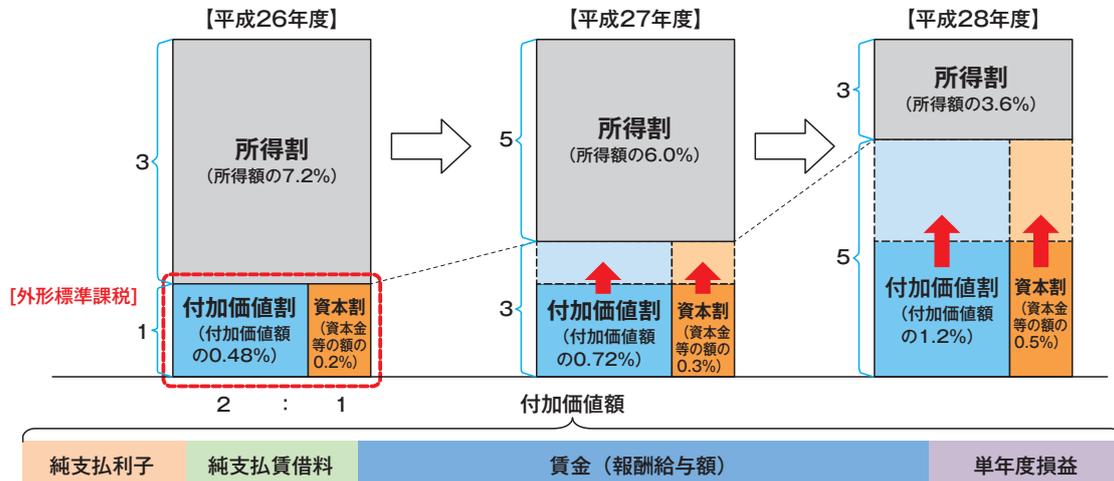
資本金1億円以下の中小法人（大法人の子会社等を除く）については、支出した交際費等につき、定額控除限度額（800万円）までの損金算入を認める特例措置が設けられていますが、その適用期限を2年（平成30年3月31日以前に開始する事業年度まで）延長します。

なお、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入することができる措置（大法人も適用可能）についても、適用期限を2年延長します。

5. 【拡充】外形標準課税の拡大と中堅企業における負担変動軽減措置

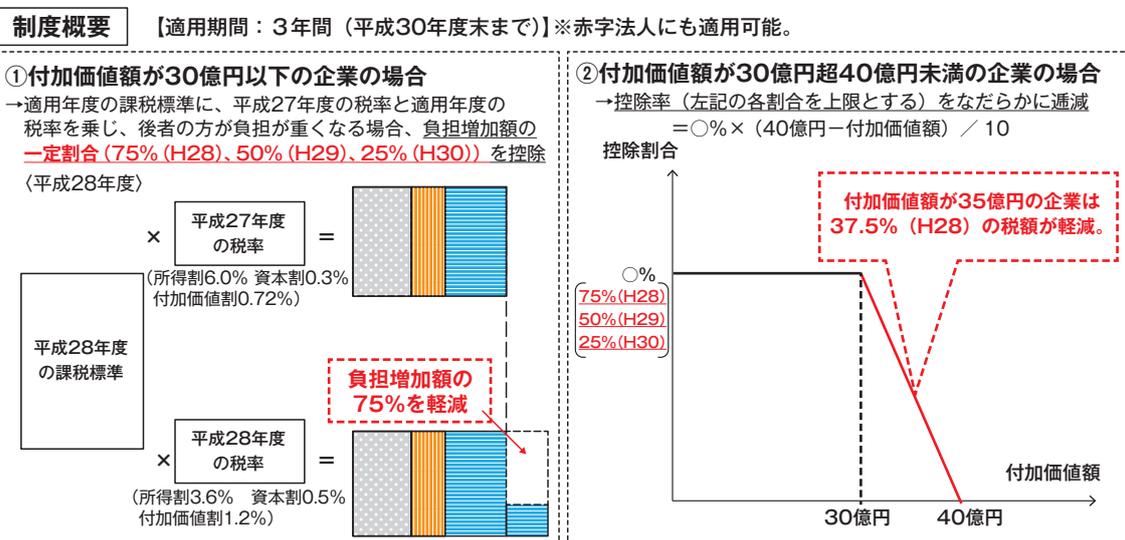
(1) 外形標準課税の拡大

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円超の法人について、法人事業税における外形標準課税の割合を3/8から5/8に拡大すると共に、所得を課税標準とする所得割の標準税率を6.0%から3.6%に引き下げます。



(2) 【拡充】中堅企業における負担変動軽減措置

平成27年度税制改正にて、資本金1億円超の法人のうち付加価値額が40億円未満の中堅企業について、外形標準課税の拡大による負担増を軽減する措置が講じられましたが、平成28年度税制改正では、当該措置が拡充されています。



(資料) 中小企業庁「平成28年度税制改正について(中小企業・小規模事業者関係税制)」

〈負担軽減措置の拡充〉

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 負担軽減割合(H27改正) | 最大50% | 最大50% | - | - |
| 負担軽減割合(H28改正) | - | 最大75% | 最大50% | 最大25% |

6. 【見直し】減価償却方法（建物附属設備・構築物の定額法への一本化）

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用建物の償却方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却方法を次のとおりとします。

| 資産の区分 | 改正前償却方法 | 改正後償却方法 |
|-----------------------------------|----------------------|------------------|
| 建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く。) | 定額法または定率法 | 定額法 |
| 鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る。) | 定額法、定率法 または生産高比例法 | 定額法 または生産高比例法 |

(資料) 財務省「平成28年度税制改正の大綱」

7. 【縮減・廃止】生産性向上設備投資促進税制、中小企業投資促進税制

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は、当初の期限どおり、平成28年度に支援措置を縮減し、適用期限（平成29年3月31日までの事業供用分）をもって廃止されます。一方、中小企業投資促進税制の適用期限も平成29年3月31日までの事業供用分とされていますが、平成28年度税制改正大綱においては、その存廃について言及されていません。

〈中小企業投資促進税制の上乗せ措置との比較〉

| | | 生産性向上設備投資促進税制 | 中小企業投資促進税制（上乗せ措置） |
|------|-------|--|--|
| 対象者 | | 青色申告書を提出する法人 | 青色申告書を提出する中小企業者 |
| 対象設備 | | 特定の要件を満たす「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」 | 特定の要件を満たす「機械装置」「工具」「器具備品」「ソフトウェア」「貨物自動車」「内航船舶」 |
| 特別償却 | H27年度 | 即時償却 | 即時償却 |
| | H28年度 | 取得価額の50%（建物・構築物は25%） | |
| 税額控除 | H27年度 | 5%（建物・構築物は3%） | 取得価額の10% （資本金3,000万円超の法人は7%） |
| | H28年度 | 4%（建物・構築物は2%） | |

《参考：平成27年度改正より》

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度

半島、離島及び奄美群島のうち、特定の地域において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、5年間割増償却ができます。適用期限は平成29年3月31日までです。

(1) 対象者：業種、取得価額要件

■製造業・旅館業

| 事業者の 資本金規模 | | 個人または 1,000万円以下 | 1,000万円超 5,000万円以下 | 5,000万円超 1億円以下 | 1億円超 |
|---------------|---------------|--------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 取得 価額 | 半島地域 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上の新增設に係る取得等 | |
| | 離島地域・ 奄美群島 | 500万円以上 | | 1,000万円以上の 新增設に係る取得等 | 2,000万円以上の 新增設に係る取得等 |

■農林水産物等販売業・情報サービス業等

500万円以上の取得等（資本金5,000万円超は新增設に係る取得等）

(2) 対象設備 「機械装置」「建物」「建物附属設備」「構築物」

(3) 償却率 機械装置：普通償却限度額の32%

建物、建物附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(4) 償却期間 5年

(公認会計士・税理士 有田 賢臣)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>